

明治大学雄弁部OB会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は明治大学雄弁部 OB 会と称する。

第 2 条 (事務所)

本会の事務所は会長の定める場所に置く。

第 3 条 (目 的)

本会は会員相互の親睦を図ると共に明治大学および雄弁部の発展に寄与することをもって目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会はその目的達成のための次の事業を行う。

- 1 旅行会、懇親会、講演会、相互扶助等
- 2 明治大学および現役部員への賛助
- 3 その他総会及び幹事会において決定した事項

第 5 条 (会 員)

- 1 本会の会員は、明治大学雄弁部に在籍したことのある者及び推薦による会員をもって構成する。
- 2 会長は、明治大学に在籍し雄弁道を通じ社会及び OB 会に貢献すると認められる者を会員として推薦することができる。
- 3 前項の推薦を受けた者は、幹事会の承認を得て会員となる。

第 2 章 機 関

第 6 条 (機 関)

本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 幹事会
- 3 常任幹事会
- 4 会計監事

第 7 条 (総 会)

- 1 総会は定時総会と臨時総会とする。
- 2 定時総会は年一回開き、臨時総会は必要に応じて開く。

第 8 条 (総会の権限)

総会は次の事項を審議する。

- 1 予算、決算の承認
- 2 会長、副会長、会計監事の選任
- 3 幹事会において必要と認めた事項

第 9 条 (総会の議決)

- 1 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。
- 2 総会の権限に属する事項につき、緊急を要する時は、幹事会の決議をもってこれを処理することができる。但し、次回の総会に付議して承認を受けることを要する。

第 10 条 (幹事会及び常任幹事会)

- 1 幹事会は原則として各卒業年度会員の推薦により会長が委嘱し幹事会を構成する。
幹事会は、会長が招集し総会に付議する事項及び幹事会が必要と認めた事項について審議する。
- 2 会長は幹事の中から常任幹事を選任し、常任幹事会を設ける。
- 3 常任幹事会は、総務・企画・組織・学生・広報・財務担当幹事及び事務局長をもって構成し筆頭幹事が統括する。
- 4 常任幹事会は、会長または幹事会が必要と認めた事項について審議し執行する。
- 5 幹事会及び常任幹事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 幹事会は、第 4 条の事業執行につき、別に細則を定めることができる。

第11条 (役員)

1 本会に次の役員をおく

会 長 1 名
副 会 長 若干名
幹 事 若干名
常 任 幹 事 若干名
会 計 監 事 2 名

- 2 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会、幹事会及び常任幹事会を招集し、その議長となる
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうち予め定めた順序により会長の職務を代行する
- 4 幹事及び常任幹事は会長、総会及び幹事会の指示により会務を処理する
- 5 会計監事は本会の財務を監査する

第12条 (任期)

会長、副会長、幹事、常任幹事、会計監事の任期は四年とする

第13条 (名誉会長、顧問、相談役)

- 1 本会は会長が指名し幹事会の承認を得て、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問、相談役は幹事会及び常任幹事会に出席して、意見を述べるすることができる。

第3章 会 計

第14条 (会計)

- 1 本会の維持運営に要する費用は、会費、その他の収入をもってこれに充てる
- 2 年会費の金額は常任幹事会において定める
- 3 終身会費は30000円とし一括納入する

第15条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年10月1日から9月末日までとする

第4章 会則の改正

第16条 (会則改正)

この会則は、総会において、出席会員の過半数の同意を得て改正することができる

慶弔細則 (第10条第6項に基づく)

- 1 会員の慶弔に関してはこの細則による
- 2 慶弔が発生した年及び前年の年会費を完納した会員を対象とする
- 3 慶弔見舞の種類は次のとおりとする
一、死亡弔慰 会員が死亡した場合は、会長名で弔電を贈る

付 則

この会則は昭和60年(1985年)11月29日から施行する。

平成12年(2000年)11月11日 第15条の一部改正。

平成13年(2001年)11月30日 第7条第2項の一部改正。

平成15年(2003年)11月22日 第2章、第3章の一部改正。慶弔細則を制定し、同日より施行。

平成16年(2004年)11月6日 第1章、第5条の一部改正。

平成24年(2012年)11月10日 慶弔細則3の一部改正。

以 上